

令和7年第1回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 7年 1月 7日
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和7年1月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和7年1月7日 午後3時35分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣

事務局農地担当係長 黒屋 和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	1号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について
報告第	3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について
議案第	1号	農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第	2号	非農地証明願について

農政

議案第	1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について
-----	----	-----------------------------

令和7年第1回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：ほぼおそろいになりましたので、始めていきたいと思います。

新年、明けましておめでとうございます。旧年中はいろいろ今までにないような仕事もしていただきまして、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。今年もまた、期間があともう少し残っておりますので、ぜひともよろしく願いをいたします。それでは早速始めていきます。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、3番委員の井上さん、それから9番委員の萩尾さん、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。

まず、1ページをお開けください。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第1号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が8件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□さん。届出地の表示は、□□、外3筆。地目、地積に関しましては、田7,759平米、合計が7,759平米でございます。届出事由は相続。あっせんの希望につきましては、なしでございました。

番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外4筆。地目、地積に関しては、田3,073平米、畑は1,627平米、合計が4,700平米でございます。届出事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございます。

番号3、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外4筆。地目、地積に関しては、田4,677平米、畑が513平米、合計5,190平米。届出事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございます。

番号4、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外6筆。地目、地積に関しましては、田2,173平米、畑3,084平米、合計が5,257平米。届出事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございます。

番号5、届出者、愛媛県松山市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田1,561平米、合計1,561平米でございます。届出事由は相続。あっせん希望につきましては、なし

でございました。

2ページになります。

番号6、届出者、大野城市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田2,166平米、合計2,166平米。届出事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございます。

番号7、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外2筆。地目、地積に関しては、田1,737平米、合計1,737平米でございます。届出の事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございます。

番号8、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□、外2筆。地目、地積に関しては、田703平米、畑240平米、合計943平米でございます。こちらは遺贈でございます。備考欄にありますように、あっせん希望につきましては、なしでございました。

以上でございます。

○議長：ありがとうございました。

ただいま、8件について説明がありました。皆さんのほうから御意見等ありましたらお願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する件の報告を終わります。

それでは、3ページをお開けください。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第2号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目と地積に関しては、田764平米、合計764平米でございます。届出内容としましては、転用目的が駐車場。構造規模は砂利敷き。工事期間は、令和6年12月2日から令和7年1月31日までとなっています。なお、受付月日は令和6年11月27日でございました。

あと、番号2です。届出者、筑紫野市□□、□□、□□。届出地の表示、□□。地目と地積に関しましては、田120平米、合計120平米でございます。転用目的は用悪水路。構造規模は現況のまま利用ということになっております。工事期間につきましては施工済み。令和6年12月18日でございます。こちらは市の公共事業の転用ということで、地目を変える目的で行っております。

番号3、届出者、福岡市中央区□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田1.1平米、合計1.1平米でございます。届出内容としましては、転用目的が自己住宅。構造規模は木造平屋建て。工事期間は施工済みとなっております。なお、受付月日は令和6年12月19日でご

ございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件について質疑、意見等のある方はお願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：では、ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

では、4ページをお開けください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

10件ございます。3ページにわたっておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局：こちらを読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、長崎県長崎市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しては、田461平米、合計461平米でございます。届出内容としましては、転用目的が駐車場。契約内容は売買。構造規模は砂利敷き。工事期間は令和6年12月20日から令和7年2月15日までとなっております。受付月日は令和6年11月26日でございます。

番号2、譲受人、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、那珂川市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田298平米、合計が298平米でございます。届出内容は、転用目的が駐車場。契約内容は売買。構造規模はアスファルト舗装。工事期間は令和7年2月1日から令和7年2月28日までとなっております。なお、受付月日は令和6年11月28日となっております。

番号3、譲受人、福岡市博多区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田115平米、合計115平米でございます。届出内容は、転用目的が宅地分譲。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和7年3月1日から令和7年11月30日までとなっております。受付月日は令和6年12月2日でございます。

番号4、譲受人、香川県高松市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田2,658平米、合計2,658平米でございます。転用目的は共同住宅。契約内容は売買。構造規模は鉄筋コンクリート造り。工事期間は令和7年1月14日から令和9年2月28日までとなっております。受付月日は令和6年12月2日でございます。

ページをめくりまして、5ページをお開きください。

番号5、譲受人、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田174平米、合計174平米でございます。届出内容は、転用目的が事務所。契約内容は賃貸借。構造規模は軽量鉄骨造り2階建て。工事期間は施工済みとなっております。

ります。受付月日は令和6年12月6日でした。

番号6、譲受人、福岡市博多区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田1,262平米、合計が1,262平米でございます。届出内容は、転用目的が宅地造成。契約内容は売買。構造規模、盛土、整地。工事期間は令和7年5月7日から令和7年12月26日までとなっております。受付月日は令和6年12月11日でした。

続けて、番号7、福岡市博多区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田217平米、合計217平米でございます。届出内容としては、先ほどと一緒に、転用目的が宅地造成。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和7年5月7日から令和7年12月26日までとなっております。受付月日は令和6年12月11日でした。

番号8、譲受人、福岡市博多区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しては、畑560平米、合計560平米でございます。届出内容は、転用目的が宅地造成。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間、令和7年5月7日から令和7年12月26日までとなっております。なお、受付月日は令和6年12月11日でした。

次のページ、6ページをお開きください。

番号9、譲受人、福岡市博多区□□、□□、□□。譲渡人、福岡市城南区□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田419平米、畑1,087平米、合計1,506平米でございます。届出内容は、転用目的が宅地造成。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和7年5月7日から令和7年12月26日までとなっております。受付月日は令和6年12月11日でした。

番号10、譲受人、福岡市南区□□、□□、□□。譲渡人、福岡市南区□□、□□。届出地の表示は□□。地目、地積に関しては、田671平米、合計671平米でございます。届出内容は、転用目的が倉庫。契約内容は売買。構造規模は鉄骨造り平屋建て。工事期間は施工済みとなっております。なお、受付月日は令和6年12月20日でした。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。10件もありまして、大変でした。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：3番とあと6、7、8、9番ですね。これは、住宅会社を買ってから宅地造成なり宅地分譲ということで、5条申請ですので市街化の農地だと届けだけで済みますから、これは県の開発にかかる形になるんですか。

○事務局：個人でされているものです。

○委員：個人。それで全部個人。3番と6、7、8、9。

○事務局：公共とかになってくると、先ほどみたいに筑紫野市長とかになるので。

○委員：それであればこういうのは全部しないといけないようになるのかなと思うんですが、違うんですか。

○事務局：3番は何もかかりません。

○委員：かからないんですか。

○事務局：はい。

○委員：これは1,000平米超えている。

○事務局：6、7、8、9とかになってくると、面積が一帯で開発するようであれば県開発とかいう形で……。

○委員：多分、地番が近いので一帯で開発されるのかなと。

○事務局：そうですね。

○委員：工期も一緒なので。ということは、4番ですね。すみません。4番の□□もそうですね。3番じゃなく、□□。4番の□□さんも住宅会社でしょうから、これも県開発関係ですね。3番は言い間違えていました。

これは共同住宅か、ごめんなさい。どっちみちかかりますね。賃貸マンションか何か。

○事務局：すみません、今すぐ、そこが県開発なのか整備要綱なのかはちょっと分かりませんが、そういった案件にはなると思います。

○委員：4番も。

○事務局：はい。ばらばらに出てきているので、所有者ごとに出てきているので。まとまって出てくると図面を見ただけで判断できるんですけど、ちょっとその部分が、地図とかついていないので。届出に関してはですね。

○委員：じゃあ、面積から判断はできないということですか。

○事務局：お調べして回答しましょうか。

○委員：はい、お願いします。

○事務局：そうしたら、一応ちょっとこの場では答えられませんので、後でもいいですか。

○委員：いいです。

○事務局：後で報告させていただくということで。

○議長：そう大きな問題にはならないかと思いますが。一応見てありますから。ですが、改めてちゃんと報告をさせますので、よろしくをお願いします。

では、ほかにございませんか。

今ちょっと案件が残っておりますが、中身的には事務局で一遍確認はしておりますし、あと、

ちょっと今手元に資料がございませんので報告がちょっと遅れますけど、そういうところを含めた中で御了解をいただくと助かります。

本件について質疑のある方、ほかにございませんか。

(なし)

○議長：今言われました件を含めて報告を終わらせてもらってようございましょうか。

(異議なし)

○議長：では、申し訳ありませんがそういうことで、この部分につきまして、農地法の第5条の第1項第6号の規定による部分につきましては報告を終わらせていただきますので、よろしくお願ひします。残った分はきちんといたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、7ページをお開けください。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります6番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：番号1、譲受人住所氏名、筑紫野市□□、□□。譲渡人住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外6筆。畑4,098平米、合計4,098平米。異動の内容、申請理由、相手方の要望。契約内容、売買です。

次のページを見てください。

国道□□号線、□□の交差点を過ぎて、□□町のほうにJRが通っていますけども、その高架を過ぎて右に曲がって突き当たったところです。白く丸くなっているのが□□、今□□の野球のグラウンドになっております。位置的にはここになっております。高齢のためにもう耕作できないということで、売買契約になっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願ひします。

○事務局：事務局からは、一応こちらは3条の申請ということで営農計画書とか、今後どういった形で経営していくのかというところの書類を確認させていただきました。

御本人様は今公務員をなさっているということなんですけども、奥さんが農家の手伝いとかをされていて、そういったところで知識があるということで、一緒に夫婦でこれから定年退職後にやっていくということで聞いております。

作る作物としましては果樹と花卉。果樹につきましてはポポーとかブルーベリー、ヤマモモなどの果樹を植えて、あと花卉についてはギボウシとか多肉植物などを栽培したいというふう書いてあります。

機械とかは現在、乗用の草刈機とか電動の草払機とかは持ってあるんですけど、まだ耕運機と

かは持っていない、軽トラとかもちょっとまだないので、それにつきましては今年8月10月頃に購入したいということで聞いております。

そういった作物を栽培して農業をやっていきたいということで今回申請が上がっております。

現地を年末に確認させていただきましたけども、既にブルーベリーとか苗ものを植えてありましたことを確認しております。

以上で事務局から説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。いいですかね。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、10ページをお開けください。

議案第2号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります6番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願いいたします。

○委員：番号1、申請人住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田40平米。申請内容、当該地は平成9年より□□土地区画整理事業により造成された土地のため、現況は宅地となっている。

多分これは登記漏れではないかということで話は聞いております。

場所的には、次のページ、11ページ、□□の□□公園の近くになっております。現状は宅地になっているところです。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたらお願いいたします。

○事務局：今、□□委員から説明がありましたように、年末に現地を確認させていただきましたところ、宅地の一部として現況利用されているというところを確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それではその先ですね、13ページをお開けください。農政議案に参ります。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号7-01-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,540平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和7年1月11日。終了の時期、令和16年11月10日。期間、10年。10アール当たりの賃借料、玄米30キログラム。備考、新規。

以降につきましてはお読み取りいただけたらと思います。

合計につきましては一番下に移ります。まず、更新はゼロ件、新規5件、合計5件。筆数につきましては、更新ゼロ筆、新規15筆、合計15筆。面積の合計は1万9,506平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

では、先ほど残しておりました分を説明いただきますので、お願いします。

○事務局：先ほど、報告第3号の番号6番から9番までの分の報告内容につきまして、県開発なのか整備要綱なのかというところを都市計画課のほうに確認させていただきまして、県開発ということでございましたので、御報告させていただきます。

以上で終わります。

○議長：ありがとうございます。すみません、一応先ほど申しましたように、よろしゅうございますかね、□□さん。皆さん、いいですかね。

○委員：はい、分かりました。

○議長：では、申し訳ありません、先ほど決を採らせていただきましたとおりで進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただいまの件でもって今日の定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして令和7年第1回筑紫野市農業委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでございました。